

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 猪狩課長

安全保障貿易審査課 和爾課長

写) 安全保障貿易管理課 熊野課長補佐、杉浦係長

安全保障貿易国際室 佐藤課長補佐

安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐、吉田菜穂係長

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

材料加工専門委員会 軸受分科会

主査 花田 義徳

省令改正に関する要望

平素より、ご指導とご助言を賜り厚く御礼申しあげます。

輸出令別表第1の4の項（5の2）に係る貨物等省令について、下記の通り要望いたします。何卒、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 要望内容

「貨物等省令第三条第六号の二」を次のように修正する。（規格名称の削除）

（現行）「推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本工業規格B1514-1号（転がり軸受—軸受の公差—第1部：ラジアル軸受）で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの」

（修正案）「推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本工業規格B1514-1号で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの」

2. 理由

上記省令第三条第六号の二中で参照している「日本工業規格B1514-1号（転がり軸受—軸受の公差—第1部：ラジアル軸受）」は、最新（2014年版）のISO492に合わせるべく平成29（2017）年9月20日付けで改正され、規格名称も同ISO492に合わせて「転がり軸受—製品の幾何特性仕様（GPS）及び公差値—第1部：ラジアル軸受」と変わりました。

規格の内容は規格番号のみで明確に規定されており、規格名称を敢えて記載する必要がない事、および規格名称は今後も変更される可能性もあることから、規格の本質に関係のない名称変更が省令の文言に影響をあたえることを防ぐ意味で、規格名称を削除するのが望ましいと考えます。

なお、貨物等省令第五条第一号イにおいては、平成29（2017）年12月6日公布の改正にて、同様の変更は適用済みです。

以上